

(第四部)

第一回 參議院司法委員会会議録 第四十一号

- 付託事件
- 農業資本相續特例法案(内閣提出)
- 経済検査官の臨検検査等に關する法律案(内閣送付)
- 昭和十九年法律第四號經濟關係罰則の整備に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、衆議院送付
- 國立療養所栗生樂泉園被殺死事件に關する陳情(第五百五號)
- 戸籍法を改正する法律案(内閣送付)
- 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 青少年保護事業團體教諭に關する陳情(第五百五號)
- 政府委員(奥野健一君)只今上程されたました家事審判法施行法案につきまして、提案理由を申上げます。
- 民法の改正に伴う關係法律の整理に關する法律案(内閣送付)
- 家事審判法施行法案(内閣送付)
- 昭和二十二年十一月二十五日(火曜日)午前十時五十三分開會
- 本日の會議に付した事件
- 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
- 家事審判法施行法案
- 民法の改正に伴う關係法律の整理に關する法律案
- 昭和十九年法律第四號經濟關係罰則の整備に關する法律案
- 戸籍法を改正する法律案
- 委員長(伊藤修君) それではこれより委員會を開會いたします。
- 先づ本委員會に最近付託されましたところの家事審判法施行法案、民法の改正に伴う關係法律の整理に關する法

律案、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案以上三件はいずれも豫備審査のために付託されておりますが、この法案に對しまして提案理由だけ御伺ひして置きました。質疑は後にこれを廻ることにいたしたいと思います。

○政府委員(奥野健一君) 只今上程されたました家事審判法施行法案につきまして、提案理由を申上げます。

民法の改正に伴いまして、家庭事件を適切に處理いたしますために、先に家事審判法案を提出いたし、すでに御審議を経て成立いたしましたのであります。この家事審判法の施行等に伴いまして、現行人事調停法を廢止し、現行人事訴訟手續法及び非訴事件手續法を改正する等の必要がありますので、こに本法案を提出いたした次第であります。

次に本法案の概要を御説明いたしました。第一は、人事調停法の廢止であります。現行人事調停法によつて處理いたしております調停事件は、すべて家事審判所において取扱うこととなりましたし、離婚、隠居、廢棄等の許可事件、親族會に關する事件等は、改正民法の施行によつてなくなります。現行人事調停法によつて處理いたしております調停事件は、すべて家事審判所において取扱うこととなりましたし、離婚、隠居、廢棄等の許可事件、親族會に關する事件等は、改正民法の施行によつてなくなりますので、これらの事件に關する規定等は、家事審判所において取扱うこととなりましたし、離婚、隠居、廢棄等の許可事件、親族會に關する事件等は、改正民法の施行によつてなくなりますので、これらが信託の引受をするには夫の許可を受ける必要があるという規定のように、妻の能力を制限する規定、その他の法律中には、從前の民法を前提として幾多の規定があります。現行非訴事件手續法によつては、改正民法の施行によつてなくなりますので、これを改正された民法に適合させるよう整理する必要があるのであります。

又民法の改正と並行して、他の法律中の家族制度に關する規定も亦これを改正する等の必要がありますので、これは、改正民法の施行によつてなくなりますので、これに伴い所要の改正を行いました。第三は、精神病者監護法第一條第二項においては、精神病患者に対する最終順位の監護義務者は、四親の親族の中から、親族會が選任することになつておるのですが、親族會廢止の結果、これを家事審判所が選任することに改めました。同様に從来の親族會の決議又は裁判所の裁判で取扱つたもので、改正された民法の精神に照らし、家事審判所で扱うのが適當となつておるのであります。親族會の決議又は裁判所の裁判で取扱つたもので、改正された民法の精神に照らし、家事審判所で扱うのが適當となつておるのであります。

第四に、例えは銃砲火薬類取締法第二十一條の營業者に對する罰則においては、營業者の戸主、家族が同法に違反したときには、自己の指揮に出でないといふ理由で處罰を免れることができます。現行人事訴訟手續法等の概要であります。何幸眞御審議の上速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

第一次に民法の改正に伴う關係法律の整理に關する法律案の提案理由を説明いたしました。只今申上げたのが本法案の概要であります。何幸眞御審議の上速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

第一次に民法の改正に伴う關係法律の整理に關する法律案の提案理由を説明いたしました。只今申上げたのが本法案の概要であります。何幸眞御審議の上速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

民法におきましては、日本國憲法の規定からも、戸主、家族を削り、事實上同居しておる親族に反則行為がありましたが、從來の民法においては、男が父母

等の同意なくして婚姻できる年齢は三十歳であるから、單獨で優生手術を受けることのできる年齢を三十歳にしていたのであります。ところが改正された民法におきましては、父母等の同意なくして婚姻できる年齢を、原則として二十歳に引き下げましたから、これに歩調を合わせるのが適當であると考え、單獨で優生手術を受けることのできる年齢を原則として二十歳と改めたのであります。

第五に日本にされた日本の民法の整理に伴い、他の法律で引用した民法の條文を整理し、その他所要の整理、改正を加えたのであります。

最後に信託法外二法律については、その法律の改正に伴い、それべく所要の経過規定を設けたのであります。

以上がこの法律案の大要であります。何率慎重御審議の上、速やかに御可決せられんことを御願いいたす次第であります。

最後に訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

民事、刑事の訴訟費用及び執行吏手数料等は、御承知の通りそれべく民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執達吏手数料規則の三法律に規定されておりますが、戦時中の諸物價の高騰に應じて、訴訟費用等臨時措置法が制定されまして、更に昨年九月右措置法の改正によりまして、終戦後の經濟情勢に應するため訴訟費用や執行吏手数料等を臨時に増額する途が拓かれ、同時に右手数料等の額も相當程度の増額をみたのであります。

然るにその後一年間の經濟情勢の變遷は眞に甚しく、例を總理國統計局

審査表の東京における消費者物價指數表にとつてみましても、本年九月の物價は、昨年右手敷料等を増額いたしましたが、當時の物價に比して約三倍の高騰を示し、現行手敷料等の額は全く實情に副わんものとなりました。このため民事、刑事の訴訟關係者は非常に重い負擔を強いられるに至り、又執行吏は現在の收入を以てはその生計を維持する事が極めて困難な状態にあります。延いては民事、刑事の訴訟や強制執行制度の圓滑な運行にも支障を来たす恐れがある状態に立ち至つたのであります。よつて政府はこの際更に暫定的に右手敷料等の額を増額して現状を開くために、この法律案を提出した次第であります。以下改正の要點を申上げますと、

第一は民事、刑事の訴訟費用及び執行吏の手敷料等を現状に即するよう、に増額いたした點でありますて、今回のみ改正の目玉とするところであります。

増額の程度は大體物價指數によりまして、現行の二倍半乃至三倍程度にいたしましたのでありますが、旅費、宿泊料等の右の標準によつては實情に副い得ないものにつきましては、例外を設けてあります。第二條乃至第四號の改正規定が即ちそれであります。

第二は、執行吏の差押及び競賣手數料の計算方法を改めた點であります。この手數料は、債権額又は競賣金額の多寡に應じて定まるものでありますて、現行法の下では、手數料計算の標準となる債権額又は競賣金額を一萬圓以下六段階に分けてありますが、現在ではこの分け方はすでに細かきに過ぎ、且一萬圓を超える場合に適當な段階が設けてないため、手數料の算定に適正

を缺く憾みがありますので、今回の改正に依り、五萬圓以下を六段階に分けて各賃階毎に適當な手數料額を規定することにいたしました。第四條第二項及び第三項の改正規定がそれであります。

第三は、新憲法及び裁判所法の施行に伴う條文の整理をした點であります。裁判所法の施行に伴い、「執達吏」と「執行吏」と變更されましたので、この點の整理をいたすことにいたしました。又執行吏が一年間に收入した手數料が一定の額に満たないときは、國庫からその不足額を支給することになつておりますして、この一定額は勅令で定めることになつておりますが、新憲法の施行に伴い、「勅令」を「政令」と改めることにいたしました。第一條及び第五條の改正規定がそれであります。尙第四條の改正規定も若干條文の整理をいたしております。

以上がこの法律案提案の理由であります。何率眞重御審議の上、速やかに可決せられることをお願いいたす次第であります。

○委員長(伊藤修君) 以上三法案に對する質疑は次回にこれを譲ることにいたしまして、前回に引續き戸籍法を改正する法律案に對する質疑を繼續したいと思います。お詰りいたしますが、戸籍法に對しまして逐條の説明をお伺いして順次質問することにいたします。

○政府委員(奥野健一君) 大體の改正の要點だけを御説明いたしたいと思ひます。現行の戸籍法は相當條文がありますので、更に改正の點を追加いたしましたれば非常に條文の数が多くなりますので、大體戸籍の内部の事務、戸籍

を受付けて、それを記入するとか、その戸籍更員における内部の手續きと思われる點は施行細則の方に譲ることにいたして、條文を成るべく少いようにいたしたことが第一と、それから全體を大體法律に残しておきまして、内部關係で行政事務的に考えられるものを成るべく本法から落して施行細則に入れたいというような方針で參つたのであります。第一章、從來は、戸籍法事務の管掌といふらうな標題でありましたものを總則といたしまして、これは要するに戸籍事務をどこで取扱ひか、要するに從来通りこれは市町村長が管理することにいたしております。そうしてその監督系統は從來は區裁判所でありますから、今度は司法事務局、これは司法院の民事局、即ち司法事務局におきましては、裁判所と司法院が分離いたしました結果、純粹な裁判に關する事柄を裁判所が扱う。戸籍とか、登記とか、公證とか、供託とかいつたような司法的であるけれども、尙行政事務を考えるもの、やはり司法院の行政事務として残すことにいたしましたて、それらの事務は從來の、供託局とか、或いは登記所とか、そういうものと一本に集めた司法事務局というものを設けております。それは各地方裁判所毎に現在司法事務局というのがありますし、この戸籍事務の監督をすることにいたしたのであります。これはもうすでに裁判所法の施行令によりまして、そういうことに改まっておるので實は整

理したに過ぎないのであります。それが第三條であります。それから第五條、これは地方自治法の制定に伴いまして條文の整理をいたしたのであります。ただ從来ありました戸籍吏員の第三者に加えた損害賠償の義務については、國家賠償法で配慮されておりますが故に、從來あつたそういう規定を削除いたしておるのであります。

第二章は戸籍簿に関する事柄であります。が、從来の戸籍簿は、御承知のように戸主を中心として家毎に作成いたしましたのであります。が、今度は家、戸主、家族という關係がなくなりましたので、どういふうな方針で以て戸籍簿を作るべきかといふことが、實は重大なる問題になつて來たわけであります。考え方によりましては、各個人ごとに一枚ずつの戸籍簿を作るということも考えられます。併しながらこれは例えば父と母、それから子供と別々に一枚ずつの紙にいたしますと、相互の關係をおのづかく用紙に記入して、その他そういう相互の關係を悉くおののに記入するということは非常に煩雑でもありますし、相互の連絡が非常にむづかしくなります。又一方現在の紙の状態から見て、そういうふうなことは到底事實上できないことになつております。然らばどういう標準で、どれだけの程度に纏めて、一つの戸籍に編製するかということになりますと、結局やはり夫婦、及びそれらの子供といふ、その團體で戸籍を作るといふことが最も妥當でありますし、又一方實際の現在の親族協同生活の上からにも、相當即應しておると思われるのです。そういう意味で夫婦と子供ということで、一つの戸籍を作

ることにいたしたのであります。ここで御注意申上げたいことは、夫婦と子供だけ戸籍を作るので、孫までは入らないということになつております。要するにお祖父さん、お祖母さん、或いは自分の孫といふスリー・ジェネレーション、要するに三代までの戸籍は認めないことになつております。二代までということにいたしたのであります。この中には勿論嫡出子の外に養子、或いは認知された子供といふようなものは、やはり民法の七百九十一條によつて、認知された子供が父の氏に入ることができます。そこで、その間の子供が父の戸籍に入るといふことになるわけであります。妻が連れ子をしたような場合も民法の七百九十一條を介して、その連れ子の名前を変えて、氏を同じくすることにして、夫婦の間の戸籍に入れるということになるわけであります。それが第六條であります。その外はずつと大體現行法通りであります。第九條が新らしい規定でありまして、今まで戸籍を表示するのは、本籍とそれから戸主の名前で表示しておりますが、今度戸主といふものがなくなりますと、何々何番地というだけでは戸籍を、何といいますか、直ぐ探し出すことができないのです。やはり何か符牒がなければいけない。そこでいろいろ考えました結果、結局筆頭に記載した者の氏名と、そして何處々々何番地といふの戸籍を表示するといふより他に方法がありますので、大體筆頭に記載した何々何番地と、それからそれにいろは順で戸

籍を分けておりますから、そういうふうに探し出すためには便宜上やはり筆頭に記載した者の氏名と、本籍で表示するというふうな方法より他ないと
いうことで、第九條というものができ

り方の問題であります。これは婚姻届
があつたときには、夫婦につき新らしい
戸籍を編製するということにいたした
のであります。尤もその場合に、それ
はすでに別々分譲等をいたしまして

と、これは民法等によつて氏を、嫡出の子は父母の氏を稱することになり、それから嫡出でない子は母の氏を稱することになり、養子は養親の氏を稱することになります。これに對する

ついて新昌籍を作るというのが原則であります。が、いわゆる分籍というものを二十一條に認めまして、そういううえで婦者であるとか子持ちであるといふ

たのであります。
それから後は、大體におきまして現行法通りであります。第三章におきましては、この十三條といふのが戸籍の記載法であります。各人について氏名とか、いろ／＼のことを記載する。この他に尙命令で、譲つております。各人でありますとか、或いは後見の關係でありますとか、相続人が排除されたような關係でありますとか、いろいろな事柄を記入するということが、第十三條の第八號に書いてあります「その他命令で定める事項」として豫定しておるわけであります。

第十四條が、誰を筆頭者として書くかということになりますが、夫婦と子供ということになりますので、その場合に夫婦の中のどちらを筆頭に書くかと云いますと、夫婦は婚姻のときに夫又は妻となるべき者の何れの氏を稱することもできることになつておりますので、夫の氏を稱するときは夫、妻の氏を稱するときは妻を筆頭者として掲げ、その次に他の配偶者を掲げまして、それから子を掲げるという順序にいたしておるのであります。従いまして戸籍を表示する場合には、筆頭の者の氏名と、其處の本籍の番地で以て戸籍を表示するということになるわけであります。

それから第十六條以下が新らしく入った規定であります。即ち戸籍はどういうときに新らしく作るかといううえであります。

戸籍のときから分籍しておつて、自分が筆頭のものである。その場合に婚姻をして、妻がやはり自分の夫の方の氏を名乗るというふうな場合におきましては、但書で別に新らしく戸籍を作ると必要はないが、原則として夫婦が婚姻届出せば、そこで新戸籍を作るということが一つの最も重要な新戸籍編製の場合であります。

次に十七條で、假令筆頭に記載した者でない場合であります。まあ筆頭者及びその配偶者以外のもので、戸籍がある者が子供を儲ける、或いは養子をするというふうになつた場合には、その者について新戸籍を編製することになつたわけであります。即ち夫婦間の子供が、言葉が悪いのでありますが、婚姻して子供を儲ければ、十六條でその者について新らしく戸籍を作ることになりますが、その者に私生兒を挙えたという場合、或いはそういう者でも養子をすることはできますが、養子をした場合になりますと、結局三代の戸籍ができることになります。この法案では三代の戸籍を作らないという方針でありますから、そういう者が子供を儲けたような場合においては、その者について新らしく戸籍を作るということを規定したのであります。これは結局三代戸籍を認めないと、いう方針から、三代に亘るような戸籍ができるようになると新戸籍を作るということにいたしたわけであります。十八條はたゞ子供がどこの戸籍に入るかというこ

ことがあります。要するにこれは離婚若しくは離縁によつて元の舊氏に復氏する場合に、戸籍をどうするかということになりますが、從来は大體元の戸籍に入ることになつております。ただ例外として元の戸籍が全部除籍になつておる場合に、一家創立で新らしく戸籍を作ることになつておりますが、大體その方針を踏襲したのであります。ですが、ただ例外としてその者が新らしい戸籍を作りたいという申出があつたときは新戸籍を作る、即ちお嫁に行つた者が離婚になつて歸つてきた場合に、その從來の實家、まあ昔の言葉でいいますと實家の氏に復するか、或いは新らしく新戸籍を自分だけで作つて貰いたいという要求があれば、新戸籍を作ることができることにいたしましたのが十九條であります。ただその外に第二十條で、前二條の規定に拘わらず、他の戸籍に入るべき者に配偶者があるときはその夫婦について新戸籍を編製するということにいたしておるわけであります。例えば夫婦養子が離縁になつたという場合においては、前の氏に復することになるのではあります、その場合に戸籍を、前の戸籍に入るのではなくて、夫婦については常に新戸籍を作るといふことが原則、或いは子供を持つた者であるというのが二十條であります。それから尙夫婦について新戸籍を作るといふことはなりますから、それに對應して各々規定を設けたわけであります。それから十九條がやはり新らしい規定であります。

うな者でない者でも成年に達した者は、いつでも分籍ができる。從來の分家と同様なものであります。これは勿論民法上の何等の身分上の法律的效果はない。ただ戸籍簿を分けるというに過ぎないのであります。これは成年に達したければ自由に分籍ができる。新らしい自分だけの戸籍ができる。の場合に細君を貰うというような場合に、その細君がやはり夫の方の氏を継ぐといふような場合には、別に新戸籍を作らなくてもいいというのを、六條の但書がこれに對應するわけになります。尙最後の二十二條で、例ええば國籍を取得したとか、或いは捨子の場合はあるとか、新しく戸籍を就籍するといつたような場合に、二十二條によつて新戸籍を編製するということになるわけであります。要するに新戸籍を編製する婚姻を以て、或いは子供を持つとき、或いは離縁、離婚によつての場合、その他分籍の場合、その他戸籍を取得するといふ二十二條の場合が新戸籍を作るということにいたしたのであります。その後はずつと大體現行通りであります。それから第四章は周辺一般に關する事柄であります。この點は大體從來通りでありますが、この三十條というのが新らしい規定と申しますが、從來ではいろいろ戸籍の變動の生ずる場合、その所どころでこういった規定を設けておりましたのも、今度は三十條で通則として全部廃して規定いたしたのであります。要するに出生の場合、死亡の場合、昏約の場合は、今度は三十條で通則として全部廃して規定いたしたのであります。

場合、或いは縁組の場合といったよ
うな戸籍に變動を生ずる場合のすべて
の場合を網羅して、この三十條に規定
をいたしたのであります。從來は各々
のその場所々々でこういつたような規
定を掲げておつたのを、纏めた形式に
外ならないであります。それから三
十一條以下ずっと大體現行通りを口語
體に改めただけに過ぎないのであります。

大體主な、非常に變つた所は大體そ
ういう所でありまして、その外は大體
ずっと從來に殆んど大した變更はいた
しません。それから二節以下は、各別
にこの届出の、今度は各論に入るわけ
であります。出生の點についても同
様であります。ただ四十九條の四項
で、「その他命令で定める事項」とい
うのは、これは人口統計の必要上、出生
届にいろ／＼な細つかい行政的な記載
をいたさなければならぬことになつ
ております。これはいづれもその點は
ボッダム勅令に基く司法省令で相當詳
しい届出事項が記載されております。
これをここに一々記載することは煩に
堪えませんので、命令で定めるとい
うことに譲つたわけであります。と同時
に新らしいことは醫師、助産婦その他
出産に立ち會つた者の出産證明書を添
附せしむることになつております。こ
れもすでに出生届については、すべて
一定の様式で届出用紙が作られており
まして、それにいろ／＼記入さえすれ
ばいいことになつております。こ
れが決つておりまして、行政的にい
ういろ人口動態統計の必要上記載しな
ければならない事項がありますので、
産婦なりが記入すればいいことになる
ことになつております。

それから第五十條といふのは新らし
い

い規定であります。子供の名前を付
けるのに、常用平易な文字を使わな
ければならない。これは漢字制限等の非
常な強い要求がありましたので、子供
に餘りむずかしい常用平易でない漢字
を付けないようとにいう要望に基いて
作った規定であります。何が常用平
易な文字かというような範囲につきま
しては、大體この前の文部省から出来
した常用漢字と同じような範囲を、命
令で出すことになつておるのであります。
五十一條もこれは從來ボッダム勅
令に基く司法省令昭和二十一年第四十
七號で規定されておつたいわゆる出
生、死亡は嚴格にその事件の起つた場
所で届出なくてはならない、これは人
口動態統計の必要上、司令部等の要求
に基きまして、それに基く司法省令
でそういうことを規定しておつたのを
この中に入れたわけであります。

五十二條は現在通りであります。從
来は、これは人口統計の必要上、出生
届にいろ／＼な細つかい行政的な記載
をいたさなければならぬことになつ
ております。これはいづれもその點は
ボッダム勅令に基く司法省令で相當詳
しい届出事項が記載されております。
これをここに一々記載することは煩に
堪えませんので、命令で定めるとい
うことに譲つたわけであります。と同時
に新らしいことは醫師、助産婦その他
出産に立ち會つた者の出産證明書を添
附せしむることになつております。こ
れもすでに出生届については、すべて
一定の様式で届出用紙が作られており
まして、それにいろ／＼記入さえすれ
ばいいことになつております。こ
れが決つておりまして、行政的にい
ういろ人口動態統計の必要上記載しな
ければならない事項がありますので、
産婦なりが記入すればいいことになる
ことになつております。

それから第五十條といふのは新らし
い

いても同様であります。

第八節 親權及び後見につきま
して、親權の規定

は、新民法によりまして、親權の規定

より戸籍とみなす。」こうあります意味ですが、どうも新憲法ができて戸籍謄本を取ると戸主という言葉が削除されていないのであります。これは謄本を交付するときには今後は戸主というのを抹消するように適當にその係り人が抹消して出すよにしたいと思うのですが、どういう御所見でございましょうか。

○政府委員(奥野健一君) 本来は御説のように新憲法、新民法によつて戸主といふものはなくなつたのでありますから、全部を新らしく戸籍簿を作り替えたのであります。資料の関係人手の關係等によつて到底そういうことはできないので、從来通りでこれを新法の規定によつて戸籍とみなすといふようない甚だ亂暴な法律の擬制であります。そういう意味で謄本等におきましても從来通りにいたしております。結局それはこの法律に當該めますと筆頭者、戸籍の筆頭に記載した者といふ趣旨で戸籍の表示といふような場合、今までの戸主の所に書いておつた者と本籍の地番号で表示するということにしてその點まあ止むを得ず從来通りになつておるわけであります。

○鬼丸義善君 この戸籍事務が從來區

裁判所であります。これがなぜ家事審判所の方に所管を移さなかつたかといふ點について伺いたいと思います。

それが一つと、第二點として新戸籍を

作ります場合には氏といふものは勝

手に決めて差支ないのであります。尙

子供の名前は殊更平易な名前によれ

いふことであります。これは男女共

に漢字たると假名であろうとそれは自由であつて、何等の制限は行わないの

理由はどこにあるか。それがために従来極めて秩序ある戸籍の制度があつたにも拘わらず、今度こういうふうにことになりますと非常な混亂に陥る

ことになりますと非常に必要がどうしてあるのか。成るほど民法改正の結果、

法の改正の必要な點がありますけれども、この際非常に何もかもが自由にななりましたがために、それがために從

事務を著じるしく乱して、その所をなしえばならない必要がどうしてあるのか。成るほど民法改正の結果、

行政事務を著じるしく乱して、その所をなしえばならない必要がどうしてあるのか。成るほど民法改正の結果、

行政事務を著じるしく乱して、その所をなしえばならない必要がどうしてあるのか。成るほど民法改正の結果、

先ず伺いたい。

○政府委員(奥野健一君) お答えいた

します。先ず第一に戸籍の監督機関を

司法院事務局にいたしたのであります

が、何故家事審判所にないかといふ

點であります。從来は區裁判所が監督

事務の責任の所在、いわゆる國家に對

して責任を負うことができない。而も

行政であつて而かも國會が責任を問う

ことができない部面が大きいといふこ

とは新憲法の趣旨に反するものと考え

ますので、裁判所が獨立すると同時

に、そういつたような行政事務はいわ

ゆる現在の司法大臣の下でこれをや

る。將來は法務廳においてこれをや

ることにいたしたのであります。

一方の氏を稱さなければならぬこと

になつておりますので、その場合は新

戸籍を作るにしてもやはり新らしい氏

ではなくて、夫婦どちらか一方の氏と

いふことになります。又十七條で子

供ができた場合に新らしく氏を作る

と言いますが、その場合でも、從来父

親なり母親なり稱しておつた氏で新戸

籍を作ることになります。又分籍する

場合、いわゆる分家する場合でも、や

はり從来の氏をそのまま踏襲しなけれ

ばならないといふことになります。

純粹にいいますれば、裁判所に

て別段それほど支障がなかつたわけで

あります。純粹にいいますれば、裁判所

は裁判を審議し、それから行政事務

は行政機關が行うといふのが憲法の趣

旨と考えますが、從来は司法大臣とい

うものが裁判所を監督しておつたのに

同時にその裁判所にも裁判以外の

行政事務を取扱わしむることにいたし

ますとか、或いは國籍を取得した

意味における不服の申し立てでありますとか、或いは國籍を取得したこと

であるか、若しそれ自由であるとする

場合でありますとか、就籍の場合とい

うならば、非常な混亂をするのであるが、

そこまでなぜ捨てなければならないの

か。その理由を伺いたい。それから氏の變更、これも非常に容易くで

ことになりますが、司法大臣と司法

省と獨立いたしますと、純粹な裁判に

ついては最高裁判所が獨立して、何等

責任を、裁判の方法以外で責任を問わ

れないのです。そういう國會に對して責任を負

はれないと、どうして裁判所が裁判の結果、

行政事務を取扱わしむことにいたしました

のであります。そういう國會に對して責任を負

える際にこれを理解するかということによって決まるもので、止むを得ないことを非常に嚴重に考えますと、殆んど氏の變更ということは認められない。從來と同じことになるのではないか。併し全然氏を變更することを許さない、ということも如何かと考えるのでありますと、例を擧げますと、非常に長い氏とか、或いはクロテスクな氏といったような場合には非止むを得ないと考へられる場合もあるらかと思いますが、これは尙氏を變えるときは實に止むを得ない場合に限定して、濫用されることは萬々ないと考へております。要するに、やはり氏の變更は從來通り殆んど、よく～のことがなければ許可がないのではないかといふうに考へておりますが、從來といえどもよく～のことがあれば、太政官布告によつても氏を變えることを許しておるのでですが、實際はそれに當嵌ませんとじらうよなことで許されていないので、運用如何によつては勿論從來と變りがないことになります。それから正當な事由の場合につきましては、從來は同じ戸籍の中に同じよな名前のある者があるとかいつたような、異名の場合であるとかいう場合に、名の變更を認めておりますが、正當な事由によつてといひので、やはり同じような場合の變更といふよなことも、正當な事由として變更を許可されるようになるらかと思ひます。或いは場合によつては、今後は從來自分の名前が常用文字で表わされていないような場合の變更といふよなことも、正當な事由として變更を許可されるようになるんではないかと考えますが、これはすべて裁判所である民事審判所の判断に俟つことになるというふうに考えますので、御心配のよう

に、この新戸籍法の適用によりまして、無用の混亂を來すというようなことは萬ないと考えております。

○丸義嘉君　子供の出生の場合に、父母いずれかの氏を選擇することは、これはやはり父母兩者の間において勿論できるでありますよろが、その場合に父母兩名の意見で以て別な氏を起すということは許されなかどうか。父母亲の氏の何れかに決し難いという場合には、新らしい氏を設けることも宜しいかどうか。若しそれとするならば、同じ戸籍内に氏の違うよなことにもなる。それが第一點。尙ほこの際戸籍と、いうものの意義、この意義をどういふうな、從來のごとき戸籍の意義で變るところないのか。或いは又戸籍の意義について政府の方では新らしい意義を持たれるのであるかどうか。この點を伺いたい。尙ほ戸籍の屬する所、屬する場所については勿論法規上制限はありますまいが、これは例えば他の人と同様ならちに戸籍を持ちたいといふような届出がありました場合に、幾多の複數なものも自由にできるかどうか。

まあ戸籍のことありますから、場所の觀念ではありますまいが、その場所はいずれの場所においても何ら制限を置かなくても宜いかという點について伺いたいと思います。

○政府委員(奥野健一君)　子供の氏は、これは新らしい民法で決まっておりまして、嫡出の子供はその父の氏、父のどちらか、父又は母の氏になつておりますから、その氏を稱せなければならぬので、勝手に父の氏と違つた氏を稱するということはできないことになつております。これは必ず父の氏を稱さなければならない。ただ

いわゆる父なし子であるような場合におきましては、母の氏を稱せなければならぬので、他の氏を稱することはできない。尤もそういう場合に、その父なし子が父から認知されたような場合は、民法七百九十一條で父の氏を家事審判所の許可を受けて稱することができますが、それまでは必ず母の氏を稱せなければならないといふふらになつておりますので、出生のときは必ず父母の氏か母の氏といふことになるわけでありまして、そろ自由に他の氏を稱するということは許されないのであります。

次に戸籍があつますが、戻る程これは從来は家というものがありまして、家の籍といふ意味で戸籍ということにいたしましたのであります。が、今後はそういう意味とは非常に違つて参りまして、要するに氏といふことが、今までの氏をその家に屬する者が皆これを稱しておるということであつたのを、氏が各人の氏、各人の姓といふことになつたのと同じように、戸籍といふのは、結局その各人の本籍、まあ本籍といふことからが家の場所といふのではなくなりたので、各人の登録の場所といふことになりますが、そういうむしろ各人の登録といふことになるのであります。そこで、それはやはり市町村の區域内で、そのどの場所に本籍を置くということを決める必要があると、これが第六條であるのであります。従いまして、その點は大體從來と同じになりますと、この點は從來と同様自由であります。でありますから、自然自分

の住つてない場所、或いは人の住つてゐる場所の何番地に自分の本籍を定めます。この點は從来と同様になつております。
○戸丸義齋君　そうしますと、今度の新らしい戸籍の意義といふものは、戸籍とは各人の登録の場所を言うと、こういうふうに解してよいですか。
○政府委員(奥野健一君)　結局そういうことになります。尤もその戸籍は、一夫婦と子供で以て一つの戸籍を編製いたしますが、概念としては、やはり家の籍ではなくして、各人の籍といふことになります。この點は第十三條に、「戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。」ということです。各人についての登録ということでは、各人ばらくでは相互の間の關係が分らんから、或る一定の範圍、いわゆる夫婦と子供というのを一つのグループとして一つの用紙に戸籍として載らるといふことになるわけあります。
○丸山義齋君　そうしますと、この戸籍という文字が當らないのであります。戸籍という文字がお説のようになります。戸籍の登録の場所であるところの名前自體ももとのところの名前でございまして、止むを得ず、民籍とか人籍とかいろいろ考えましたが、結局やはり戸籍と言われておつて、非常にボビエラーに皆に知れわかつておる名前でございまして、止むを得ず、民籍とか

戸籍というものは必ず家の存在と離れてからざる名稱とも考えられませんので、こういう名前を用いましたが、間違によい名稱がありますれば、變更するに咨かではありません。

○鬼丸義新君 やはりこの審議のときには、人籍とかいろいろなふうな議論も出て、それがやはり説議に上つて、容れられないことになつてそういうふうになつたというわけですね。

○政府委員(奥野健一君) 民籍といふことも一應考えたのであります。

○前之園喜一郎君 第六條によつて戸籍簿の根本といふものが定められておるわけであります、百二十八條によつて、この規定によつて現在の戸籍簿を新法の戸籍とみなすと、こういうことになるわけでありますね。ところが、こういう規定がありましても、届出があつた場合、例えば老夫婦と子と孫と一緒にゐる。子と孫だけで新たに戸籍簿の編製をして貰いたいという届出があれば、それは當然受理されることになりますが、届出がない場合にはやはりそのまま置く、こういう趣旨になるわけでありますか。

それから子供の届出に関する問題であります、親子關係存在の訴訟が確定いたしまして、子供が離縛されるような場合、こういう場合に、實父母がその子供を自分の子供として出生届出をしなければならない義務があるわけであります、實際において實父母が分らないことがままあるわけであります。親子關係存在の訴訟でありますと、子供だけを相手にいたしますが、実父母が知らないといふような場合が往々にあるわけであります。それらの場合に對して、結団審

がありましよが、この建前としては家といふものはないが、夫婦、親子と、いうのを一團として戸籍を作つて、その戸籍の場所を本籍といふふうに考えておるわけであります。

○委員長(伊藤修君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて下さい。

この法案に對する質疑はこの程度にしておきまして、尙この法案は明後日審議いたしたいと思いますが、若し修正點その他がありましたならば、その日までに、一つ成るべく各派においてお纏め願いたいと思ひます。それでは大變御迷惑ですけれども、速記の關係上もう一案お願ひいたします。

昭和十九年法律第四號經濟關係罰則の整備に關する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。先般鬼丸さんから質疑續行を願われておつたのですが……。

○鬼丸義齋君 もう別にありません。

○委員長(伊藤修君) 質疑はまだ繼續になつておりますから、質疑のある方はどうぞ。別に質疑もないようであります、質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) 質疑はこれを以て終結いたします。討論を省略いたしまして、直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) それでは直ちに採決に入ることにいたします。

本案全部を問題に供します。本案全部に對して御賛成の方は御起立願います。

○委員長(伊藤修君) 全員起立、仍て原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本會議における委員長の口答報告については、豫め御了承を願つておきます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) 次に只今御賛成の方は御署名をお願いいたします。

〔多数意見署名〕

○委員長(伊藤修君) では本日はこれを以て散會することにいたします。

午後零時二十三分散會

出席者は左の通り

委員長	伊藤 修君
委員	大野 幸一君 齊 武雄君 中村 正一郎君 奥主一郎君 水久保基作君
	池田七郎兵衛君 鬼丸 義齋君 前之園喜一郎君 岡部 常君 松村眞一郎君 山下 義信君 阿竹齊次郎君 西田 天香君

家事審判法施行法案

家事審判法施行法

第一章 総則

第一條 この法律で、新民法附則と

は、この法律と同日に施行される

民法の一部を改正する法律の附則をいい、舊民法とは、この法律と同日に施行される民法の一部を改

正する法律による改正前の民法を

いう。

第二條 家事審判法並びにこの法律

による改正後の人事訴訟手續法及

び非訴訟事件手續法の規定は、特

別の定のある場合を除いては、こ

の法律施行前に生じた事項にもこ

れを適用する。但し、從前の人事

調停法、人事訴訟手續法及び非訴

事件手續法の規定によつて生じた

效力を妨げない。

第二章 人事調停法に関する規定

第三章 婚姻事件及び離婚事件

事件二關スル手續

親子關係事件、相続人

廢除事件及び隸居事件

ニ關スル手續

禁治產及ビ準禁治產

二關スル手續

開スル手續

第四章 失踪ニ關スル手續

附則

第六條 人事調停法の一部を次

のようにより改正する。

第三章 人事訴訟法に關する規

定

第六條 人事調停法施行法の規定による改正する。

第五條 第一項中「同居ノ訴」を「其

を次のように改める。

第五條第二項中「受命判事」を「受

命裁判官」に、「受託判事」を「受

託裁判官」に改める。

第七條第一項中「同居ノ訴」を「其

を次のように改める。

第五條第二項中「受命判事」を「受

命裁判官」に改める。

第五條第二項中「又ハ離婚」を「離

婚又ハ其取消」に改める。

第十二條第二項中「受命判事」を「受

命裁判官」に改める。

第十二條第一項中「又ハ離婚」を「離

婚又ハ其取消」に改める。

第十五條 夫婦ノ一方カ提起スル婚

姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テハ裁

判所ハ申立ニ依リ子ノ監護ヲ為

ヘキ者其他子ノ監護ニ付キ必要ナ

ル事項ヲ定メ又ハ當事者ノ一方ヲ

シテ他ノ一方ニ對シ財產ノ分與ヲ

爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ當事

者ニ對シ子ノ引渡、金錢ノ支拂、

物ノ引渡其他ノ給付ヲ命スルコト

ヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁判ハ判決主

文ニ掲ケテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ家事審判所カ子ノ監

護ヲ爲スヘキ者ヲ變更シ其他子ノ

監護ニ付キ相當ノ處分ヲ爲スコト

ヲ妨ケス

前三項ノ規定ハ婚姻ノ取消又ハ離

婚ノ訴ニ於テ裁判所カ父母ノ一方

コトヲ得

前項ノ規定ハ後見人カ禁治產者ノ配偶者ニ非ナルトキハ之ヲ適用セス此場合ニ於テハ後見人ハ禁治產者ノ爲メ離婚ニ付キ訴へ又ハ訴ヘラルゴトヲ得

命裁判官」に、「受託判事」を「受

託裁判官」に改める。

第五條第二項中「受命判事」を「受

命裁判官」に改める。

第五條第二項中「又ハ離婚」を「離

婚又ハ其取消」に改める。

第十五條 夫婦ノ一方カ提起スル婚

姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テハ裁

判所ハ申立ニ依リ子ノ監護ヲ為

ヘキ者其他子ノ監護ニ付キ必要ナ

ル事項ヲ定メ又ハ當事者ノ一方ヲ

シテ他ノ一方ニ對シ財產ノ分與ヲ

爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ當事

者ニ對シ子ノ引渡、金錢ノ支拂、

物ノ引渡其他ノ給付ヲ命スルコト

ヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁判ハ判決主

文ニ掲ケテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ家事審判所カ子ノ監

護ヲ爲スヘキ者ヲ變更シ其他子ノ

監護ニ付キ相當ノ處分ヲ爲スコト

ヲ妨ケス

前三項ノ規定ハ婚姻ノ取消又ハ離

婚ノ訴ニ於テ裁判所カ父母ノ一方

コトヲ得

前項ノ規定ハ後見人カ禁治產者ノ配偶者ニ非ナルトキハ之ヲ適用セス此場合ニ於テハ後見人ハ禁治產者ノ爲メ離婚ニ付キ訴へ又ハ訴ヘラルゴトヲ得

命裁判官」に、「受託判事」を「受

託裁判官」に改める。

第五條第二項中「受命判事」を「受

命裁判官」に改める。

第五條第二項中「又ハ離婚」を「離

婚又ハ其取消」に改める。

第十五條 夫婦ノ一方カ提起スル婚

姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テハ裁

判所ハ申立ニ依リ子ノ監護ヲ為

ヘキ者其他子ノ監護ニ付キ必要ナ

ル事項ヲ定メ又ハ當事者ノ一方ヲ

シテ他ノ一方ニ對シ財產ノ分與ヲ

爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ當事

者ニ對シ子ノ引渡、金錢ノ支拂、

物ノ引渡其他ノ給付ヲ命スルコト

ヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁判ハ判決主

文ニ掲ケテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ家事審判所カ子ノ監

護ヲ爲スヘキ者ヲ變更シ其他子ノ

監護ニ付キ相當ノ處分ヲ爲スコト

ヲ妨ケス

前三項ノ規定ハ婚姻ノ取消又ハ離

婚ノ訴ニ於テ裁判所カ父母ノ一方

コトヲ得

前項ノ規定ハ後見人カ禁治產者ノ配偶者ニ非ナルトキハ之ヲ適用セス此場合ニ於テハ後見人ハ禁治產者ノ爲メ離婚ニ付キ訴へ又ハ訴ヘラルゴトヲ得

命裁判官」に、「受託判事」を「受

託裁判官」に改める。

第五條第二項中「受命判事」を「受

命裁判官」に改める。

第五條第二項中「又ハ離婚」を「離

婚又ハ其取消」に改める。

第十五條 夫婦ノ一方カ提起スル婚

姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テハ裁

判所ハ申立ニ依リ子ノ監護ヲ為

ヘキ者其他子ノ監護ニ付キ必要ナ

ル事項ヲ定メ又ハ當事者ノ一方ヲ

シテ他ノ一方ニ對シ財產ノ分與ヲ

爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ當事

者ニ對シ子ノ引渡、金錢ノ支拂、

物ノ引渡其他ノ給付ヲ命スルコト

ヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁判ハ判決主

文ニ掲ケテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ家事審判所カ子ノ監

護ヲ爲スヘキ者ヲ變更シ其他子ノ

監護ニ付キ相當ノ處分ヲ爲スコト

ヲ妨ケス

前三項ノ規定ハ婚姻ノ取消又ハ離

婚ノ訴ニ於テ裁判所カ父母ノ一方

コトヲ得

前項ノ規定ハ後見人カ禁治產者ノ配偶者ニ非ナルトキハ之ヲ適用セス此場合ニ於テハ後見人ハ禁治產者ノ爲メ離婚ニ付キ訴へ又ハ訴ヘラルゴトヲ得

命裁判官」に、「受託判事」を「受

託裁判官」に改める。

第五條第二項中「受命判事」を「受

命裁判官」に改める。

第五條第二項中「又ハ離婚」を「離

婚又ハ其取消」に改める。

第十五條 夫婦ノ一方カ提起スル婚

姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テハ裁

判所ハ申立ニ依リ子ノ監護ヲ為

ヘキ者其他子ノ監護ニ付キ必要ナ

ル事項ヲ定メ又ハ當事者ノ一方ヲ

シテ他ノ一方ニ對シ財產ノ分與ヲ

爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ當事

者ニ對シ子ノ引渡、金錢ノ支拂、

物ノ引渡其他ノ給付ヲ命スルコト

ヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁判ハ判決主

文ニ掲ケテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ家事審判所カ子ノ監

護ヲ爲スヘキ者ヲ變更シ其他子ノ

監護ニ付キ相當ノ處分ヲ爲スコト

ヲ妨ケス

前三項ノ規定ハ婚姻ノ取消又ハ離

婚ノ訴ニ於テ裁判所カ父母ノ一方

コトヲ得

前項ノ規定ハ後見人カ禁治產者ノ配偶者ニ非ナルトキハ之ヲ適用セス此場合ニ於テハ後見人ハ禁治產者ノ爲メ離婚ニ付キ訴へ又ハ訴ヘラルゴトヲ得

命裁判官」に、「受託判事」を「受

託裁判官」に改める。

第五條第二項中「受命判事」を「受

命裁判官」に改める。

第五條第二項中「又ハ離婚」を「離

婚又ハ其取消」に改める。

第十五條 夫婦ノ一方カ提起スル婚

姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テハ裁

判所ハ申立ニ依リ子ノ監護ヲ為

ヘキ者其他子ノ監護ニ付キ必要ナ

ル事項ヲ定メ又ハ當事者ノ一方ヲ

シテ他ノ一方ニ對シ財產ノ分與ヲ

爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ當事

者ニ對シ子ノ引渡、金錢ノ支拂、

物ノ引渡其他ノ給付ヲ命スルコト

ヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁判ハ判決主

文ニ掲ケテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ家事審判所カ子ノ監

護ヲ爲スヘキ者ヲ變更シ其他子ノ

ヲ親権者ト定ムル場合ニ之ヲ準用

ス

第十六條中「扶養若クハ同居ノ義務、」を削る。

第十八條第一項中「又ハ離婚」ヲ

中「民法第七百六十六條」を「民法第七百三十二條」に改める。

第二十四條中「又ハ離縁」を「離縁又ハ其取消」に改める。

第二十五條第四條ノ規定ハ離縁ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二十六條中「及ヒ第五條」を「第

五條乃至第十四條及ヒ第十六條」に改める。

第二章 親子關係事件、相續人廢除事件及ヒ隠居事件ニ關スル手續

「第二章 親子關係事件ニ關スル手續」に改める。

第二十七條中「民法第八百二十一

條」を「民法第七百七十三條」に改める。

第二十八條中「其後見人ハ親族會

ノ同意ヲ得テ」を「其後見監督人ハ」に改め、同條に次の一項を加える。

第四條第二項ノ規定ハ子ノ否認ノ

訴ニ之ヲ准用ス

第二十九條第一項中「民法第八百

二十五條を「民法第七百七十七條」に改める。

第三十一條乃至第三十六條を削

り、第三十七條を第三十一條とす

る。

第三十八條を削る。

第七條第一項、第八條及ヒ第九條

のよう改める。

ノ規定ハ子ノ認知ノ無効ノ訴及ヒ

其取消ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二條第三項乃至第五項ノ規定ハ

第三十條第二項及ヒ第三項ノ場合

同條を第三十二條とする。

「第三章 禁治產及ヒ準禁治產ニ

關スル手續」、「第四章 失踪ニ關スル手續」、「附 則及び第四十條乃至第八十三條を削る。

第七條 新民法附則によつて舊民法

を適用すべき場合については、こ

の法律施行後も、なお、從前の人

事訴訟手續法の規定による。

第八條 この法律施行の際現に裁判

所に係屬している夫婦の同居を目

的とする訴、扶養の訴、親権又は

財産管理權の喪失を目的とする訴

及びその失權の取消を目的とする

訴については、この法律施行後も、

なお、從前の人事訴訟手續法の規

定による。

前項の規定による判決が確定し

たときは、その判決は、これを家

事審判所の審判とみなす。

第九條 この法律施行前に確定した

親権又は財産管理權の喪失を宣告

する判決は、その取消に關しては、

は、これを家事審判所の審判とみ

なす。

第十條 この法律施行前に裁判所が

した扶養又は同居の義務に關する

假處分については、この法律施行

後も、なお、從前の人事訴訟手續

法の規定による。

第十一條 この法律施行の際現に裁

判所に係屬している離縁の訴で從

前的人事訴訟手續法第二十五條第

二項の規定によつて養子の實方の

直系尊屬が提起したものについて

項の規定の適用を妨げない。

第十二條 第七條の場合を除いて、

この法律施行の際現に裁判所に係

屬している推定相續人の廢除又は

その取消を目的とする訴について

は、この法律施行後も、なお、從

前の人事訴訟手續法の規定によ

る。この場合には、第八條第二項

の規定を準用する。

第十三條 隠居の無効を目的とする

訴については、この法律施行後

も、なお、從前の人事訴訟手續法

の規定による。

第十四條 この法律施行の際現に裁

判所に係屬している禁治產の申立

事件は、この法律施行の日に、そ

の裁判所の所在地を管轄する家事

審判所に係屬したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施

行前に從前の人事訴訟手續法によ

つてした裁判その他の者の行爲は、

家事審判法の適用については、

これを同法によつてした行爲とみ

なす。

第十五條 禁治產の申立を却下する

決定に對す即時抗告事件は、この

法律施行の際に裁判所に係屬し

たものに限り、これを家事審

判所の審判に對する即時抗告事件

とみなす。

前條第二項の規定は、前項の即

時抗告事件にこれを準用する。

第十六條 この法律施行前にした禁

治產の宣告に對する不服の訴につ

いては、この法律施行後も、な

い。この場合には、第八條第

二項の規定を準用する。

第十七條 第九條の規定は、この法

律施行前にした禁治產の宣告に、

第十四條の規定は、この法律施行

の際現に裁判所に係屬している禁

治產の宣告の取消の申立事件に、

第十五條の規定は、禁治產の宣告

の取消の決定に對する即時抗告事

件に、前條の規定は、この法律施

行前にした禁治產の宣告の取消の

申立を却下する決定に對する不服

の訴にこれを準用する。

第十八條 第十四條乃至前條の規定

は、準禁治產に關する事件にこ

の他の準禁治產に關する事件にこ

れを準用する。

第十九條 第九條及び第十四條乃至

第六條の規定は、失踪の宣告そ

の他の失踪に關する事件にこれを

準用する。

第二十條 この法律施行の際現に裁

判所に係屬している失踪の宣告の

取消の訴については、この法律施

行後も、なお、從前の人事訴訟手

續法の規定による。この場合に

は、第八條第二項の規定を準用す

る。

第四章 非訟事件手續法に關

する規定

第二十一條 非訟事件手續法の一部

を次のように改正する。

目録中「第二章 財產ノ管理ニ

關スル事件」を「第二章 刪除」に

「第六章 離籍、隠居、廢棄、子

第七章 相續ノ承認及ヒ拋棄ニ

第八章 遺言ノ確認及ヒ執行

ノ懲戒、家督相續人及ヒ親族會ニ

關スル事件

を「第六章乃至第

者、妻及ヒ法定代理人ノ登記」を

「第三節 未成年者及ヒ後見人ノ登記」に改める。

第二條第三項中「司法大臣」ヲ

「最高裁判所」に改める。

第四條第一項中「裁判所構成法

第十條第一號ニ掲ケタル場合ノ外」を削る。

第十七條第二項中「判事」を「裁判官」に改める。

第三十四條及び第三十五條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二編中「第二章 財產ノ管理ニ關スル事件」を「第二章 刪除」に改める。

第七十一條ノ二中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第七十一條ノ三中「裁判所ニ其旨ヲ届出シ此ノ場合ニ改める。

第七十八條乃至第七十一條「削除」に改める。

第七十一條ノ四中「裁判所ハ信託管理人ハ其任務ヲ辭セントスルトキハ裁判所ニ其旨ヲ届出シ此ノ場合ニ改める。

第七十一條ノ五「裁判所ハ信託管理人又ハ信託財產ノ管理人ヲ選任シ又ハ改任スヘキ場合ニ於テハ利害關係人ノ意見ヲ聽クコトヲ得ス」に改める。

第七十一條ノ六「第七十一條ノ七」とする。

第七十一條ノ六「第七十一條ノ七」に改める。

第七十一條ノ七「第七十一條ノ八」とする。

第七十一條ノ八「第七十一條ノ九」とする。

第七十一條ノ九「第七十一條ノ十」とする。

第七十一條ノ十「第七十一條ノ十一」とする。

第七十一條ノ十一「第七十一條ノ十二」とする。

第七十一條ノ十二「第七十一條ノ十三」とする。

第七十一條ノ十三「第七十一條ノ十四」とする。

第七十一條ノ十四「第七十一條ノ十五」とする。

第七十一條ノ十五「第七十一條ノ十六」とする。

第七十一條ノ十六「第七十一條ノ十七」とする。

第七十一條ノ十七「第七十一條ノ十八」とする。

第七十一條ノ十八「第七十一條ノ十九」とする。

第七十一條ノ十九「第七十一條ノ二十」とする。

信託財産ノ管理人ニ之ヲ準用ス

第七十三條、第八十條第一項及び

第八十一條第一項中「區裁判所」を

「地方裁判所」に改める。

第八十二條中「第四十條、第四十一

條ノ二」、「第七十一條ノ四、第七

十一條ノ五第二項並ニ」に改める。

第八十四條第一項中「區裁判所」を

「地方裁判所」に改める。

第八十五條乃至第八十七條 削除

第二編中「第六章 離籍、隠居、

廢家、子ノ懲戒、家督相續人及ヒ親

族會ニ關スル事件」、「第七章 相續

ノ承認及ヒ拋棄ニ關スル事件」、「第

八章 遺言ノ確認及ヒ執行」及び第

八十九條ノ二を削る。

第九十條乃至第一百六十六條 削除

第二編中「第九章 法人及ヒ夫婦

財產契約ノ登記」を「第六章乃至第

第九章 法人

及ヒ夫婦財產契約ノ登記」に改める。

第一百七十七條中「區裁判所」ヲ「司法

事務局」に改める。

第八章 削除

付テハ夫婦ト爲ルヘキ者カ夫ノ氏

ヲ稱スルトキハ夫ト爲ルヘキ者、

妻ノ氏ヲ稱スルトキハ妻ト爲ルヘ

キ者ノ住所地ノ司法事務局又ハ其

出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第一百三十三條第二項中「ヲ許可シ

タル判決」ヲニ關スル審判」に改め

る。

第一百二十六條第五項中「區裁判所」

を「地方裁判所」に改める。

第一百三十五條を第一百三十四條ノ二

二、第一百三十五條ノ二を第一百三十四

條ノ三、第一百三十五條ノ三を第一百三

十五條とする。

第一百三十五條ノ四第一項中「第三

十九條乃至第四十條ノ二、第四十一

條第一項第三項、第四十二條、第六

十一條、第六十二條」を「第七十一條

ノ四、第七十一條ノ五」に、同條第

二項中「第四十三條」を「第七十一條

ノ六」に改め、同條を第一百三十五條

ノ二とする。

第一百三十五條ノ三 裁判所ハ其選任

シタル管理人ニ財產ノ狀況ヲ報告

シ且管理ノ計算ヲ爲スヘキ旨ヲ命

スルコトヲ得此裁判ニ對シテハ不

服ヲ申立ツルコトヲ得ス

利害關係人ハ前項ノ報告及ヒ計算

ニ關スル書類ノ閱覽ヲ申請シ又ハ

手數料ヲ納付シテ其謄本ノ交付ヲ

請求スルコトヲ得

検察官ハ前項ノ書類ヲ閱覽スルコ

トヲ得

第一百三十五條ノ四 裁判所カ商法第

五十八條第三項ノ規定ニ依リ職權

ヲ以テ裁判ヲ爲シ又ハ申請ニ相當

スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ

裁判前ノ手續及ヒ裁判ノ告知ノ費

用ハ會社ノ負擔トス裁判所ノ命シ

タル處分ニ付キ必要ナル費用亦同

シタル前審ノ費用ハ會社ノ負擔ト

裁判所カ抗告人ノ申立ニ相當スル

裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ抗告

手續ノ費用及ヒ抗告人ノ負擔ニ歸

る。

第一百三十五條ノ四十一第二項及び

四十條」を「第七十一條ノ四」に、「第

四十條ノ二」を「第七十一條ノ五第二

項」に改める。

第一百三十六條第二項中「株式會社」

を「合名會社、合資會社、株式會社」

に改め、同條第一項を削る。

第一百三十九條中「區裁判所」を「司

法事務局」に改める。

第一百四十條中第三號を削り「法定

代理人登記簿」を「後見人登記簿」に

改め、第四號を第三號とし、以下順

ノ二」とする。

第一百四十五條第一項及び第一百四十

六條中「區裁判所」を「司法事務局」に

改め、同條を第一百三十五條

ノ二とする。

第一百四十五條第一項及び第一百四十

六條中「區裁判所」を「司法事務局」に

改め、同條を第一百三十五條

第二十三條 前條の場合を除いて、

この法律施行の際現に第一審とし

て地方裁判所に係屬している非訟

事件で家事審判所の管轄に屬する

ものは、この法律施行の日に、そ

の裁判所の所在地を管轄する家事

審判所に係屬したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施

行前に從前の非訟事件手續法によ

つてした裁判所その他の者の行爲

は、家事審判法の適用について、

は、これを同法によつてした行為

とみなす。

第二十四條 第二十二條の場合を除

いて、この法律施行の際現に抗告

裁判所に係屬している非訟事件で

家事審判所の管轄に屬するものに

ついては、この法律施行後も、な

お、從前の非訟事件手續法の規定

による。

抗告裁判所は、前項の事件にお

いて原決定を取り消して差し戻す

場合には、管轄家事審判所に差し

戻さなければならない。この場合

には、前條第二項の規定を準用す

る。

第一項の規定による裁判が確定

したときは、その裁判は、これを

家事審判所の審判とみなす。

第二十五條 この法律施行の際現に

抗告裁判所に係屬している親族會

抗告事件については、この法律施

行後も、なお、從前の非訟事件手

續法の規定による。

第五章 雜則

第二十六條 この法律に特別の定の

場合を除いて、この法律施行後も、なお、從

る。

訟で家事審判所の管轄に屬する事

件に係るものについては、この法

律施行後も、なお、民事訴訟法の

規定による。

第八條第二項の規定は、前項の

場合にこれを準用する。但し、新

民法附則によつて舊民法を適用す

べき場合については、この限りで

ない。

十一月二十一日豫備審査のため、本委

員會に左の事件を付託された。

一、民法の改正に伴う關係法律の整

理に關する法律案豫稿第十九號

十一月二十一日豫備審査のため、本委

員會に左の事件を付託された。

第三條第一項中「若ハ家族」を削

る。

第六條中「第九百五十五條及第
九百五十六條」を「第八百七十八
條」に改める。

第十條第一項中「家族」を「同居
ノ親族」に改める。

第五條 國稅徵收法の一部を次のよ
うに改正する。

第四條ノ三第一項但書を削り、
同條第二項中「國體喪失ニ因ル相
続人又ハ」を削る。

第六條第一號、第二號及び第八
號中「家族」を「親族」に改め、同條
第五號中「家」を削る。

第二十一條中「家族」を「同居
ノ親族」に改める。

第六條 國民優生法の一部を次のよ
うに改正する。

第四條中「三十歳ニ達セザルトキ
又ハ」を未成年者ナルトキ又ハ
キ又ハ未成年者ナルトキ又ハ
配偶者ヲ有セザル」に、「能ハザル
トキハ後見人ノ」を能ハザルトキ
ハ後見人ノ同意に、「親族會の同
意又ハ申請ヲ以テ父母ノ同意又ハ
申請」を「家事審判所ノ許可ヲ以テ
父母ノ同意」に改め、「家ニ在ル」、
「婚姻ニ依リ其ノ配偶者ノ家ニ入
リタル者ニ在リテハ其ノ配偶者ノ
父母トス以下之ニ同シ」、「家
ヲ去リタルトキ」「戸主ノ、戸主
知レザルトキ、未成年者ナルトキ
ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザ
ルトキハ」を削り、同條第四項但
書を削り、同條に次の二項を加え
る。

前項ノ規定ニ依ル許可ハ家事審
判法ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法第
九條第一項甲類ニ掲タル事項ト看
做ス

第五條中「三十歳ニ達セザルト
キ又ハ」を未成年者ナルトキ又ハ
配偶者ヲ有セザル」に改め、「家ニ
在ル」を削る。

第七條 產業組合法の一部を次のよ
うに改正する。

第一條第三項中「同一ノ家ニ在
ル者」を「同居スル者」に改める。

第七條第二項中「家ニ在ル」を削
る。

第七條第三項中「同一ノ家ニ在
ル者」を「同居スル者」に改める。

第八條 執達吏規則の一部を次のよ
うに改正する。

第九條 種痘法の一部を次のよう
うに改正する。

第六條 本法ニ於テ保護者ト稱
スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行
ふ者又ハ後見人ヲ謂フ

第十條 少年法の一部を次のよう
うに改正する。

第五十五條中「戸主」を削る。

第五條及び第六條中「又ハ妻」を
削る。

第五條第一項中「法定代理人ガ
親族會ノ同意ヲ得テ無能力者」を
削る。

第十二條 信託法の一部を次のよ
うに改正する。

第五條第二項及び第三項を削
る。

第十三條 精神病者監護法の一部を
次のように改正する。

第一條第一項中「四親等内ノ親
族」を「同居ノ親族」に改める。

族又ハ戸主ヲ又ハ四親等内ノ親
族に、「第九百八條」を「第八百四
十六條」に改め、同條第二項中「親
權ヲ行フ父又ハ母」を「親權ヲ行フ
者」に、「戸主」を削除し、「親族」
を「同居ノ親族」に改める。

第十八條 トランボーム豫防法の一部
を次のように改正する。

前項第五號ノ規定ニ因ル選任ハ
同法第九條第一項甲類ニ掲ク
ル事項ト看做ス

第五條第三項中「第九百二十二
條」を「第八百五十八條」に改める。
第二十三條中「人事訴訟手續法
偶者」に改める。

第九條 異業資産相續特例法の一
項を「家事審判所」に改める。

第三條第三項中「第九百二十二
條」を「第八百五十八條」に改める。
第二十三條中「人事訴訟手續法
偶者」に改める。

第五條又ハ第六十條ニ依リ裁判
所」を「家事審判所」に改める。

第十四條 地方稅法の一部を次のよ
うに改正する。

第五條第三項但書及び第二十九
條第三項但書を次のようにより改
め。

第五十五條中「戸主」を削る。

第五條及び第六條中「又ハ妻」を
削る。

第五條第一項中「法定代理人ガ
親族會ノ同意ヲ得テ無能力者」を
削る。

第十二條 信託法の一部を次のよ
うに改正する。

第五條第二項及び第十四條中
「戸主」を「世帯主」に改める。

第十六條 特許法の一部を次のよ
うに改正する。

第一條第一項中「妻」を「配
偶者」に、同條第三號中「戸主若ハ
家族」を「同居ノ親族」に改める。

第十七條 土地收用法の一部を次の
條、第八條第一項又は第十二條

ように改正する。

第四十條第一項中「戸主、家族」
を「同居ノ親族」に改める。

第十八條 トランボーム豫防法の一部
を次のように改正する。

第十九條 異業資産相續特例法の一
項を「家事審判所」に改める。

第五條第一項中「遺産相續」を
削除し、「相續」に改める。

第十一條第二項中「第千八十九
條」を「第九百八十七條」に改め
る。

第十二條 破產法の一部を次のよ
うに改正する。

第十九條 異業資産相續特例法の一
項を「家事審判所」に改める。

第十四條第三項を削る。

第十一條後段を削る。

第十五條 第四項第一號及び第五
十條第二項第一號中「家督相續
又ハ遺產相續」を「相續」に改め
る。

第五條第一項中「前二條」とあるの
は、「前二條並びに農業資産相續
特例法第十條第一項及び第二項」
と、同法第九百三十九條第二項中
「他の相續人の相續分」とあるの
は、「他の相續人の相續分(農業資
産相續特例法第十條第二項の特別
相續分を除く。)」と読み替えるも
のとする。

第十六條 家事審判法の適用に關
する事項を目的とする事件、第六

條、第八條第一項又は第十二條

第三項(第十四條第二項において
準用する場合を含む。)の規
定による事件は、これを同法第
九條第一項乙類に掲げる事項を
目的とする事件とみなす。

第十八條を削り、第十九條を第
十八條とし、第二十條を第十九條
とする。

第三項(第十四條第二項において
準用する場合を含む。)の規
定による事件は、これを同法第
九條第一項乙類に掲げる事項を
目的とする事件とみなす。

第十九條第一項中「遺産相續」を
削除し、「相續」に改める。

第十一條第二項中「第千八十九
條」を「第九百八十七條」に改め
る。

第十二條 破產法の一部を次のよ
うに改正する。

第十九條 異業資産相續特例法の一
項を「家事審判所」に改める。

第十四條第三項を削る。

第十一條後段を削る。

第十五條 第四項第一號及び第五
十條第二項第一號中「家督相續
又ハ遺產相續」を「相續」に改め
る。

第五條第一項中「前二條」とあるの
は、「前二條並びに農業資産相續
特例法第十條第一項及び第二項」
と、同法第九百三十九條第二項中
「他の相續人の相續分」とあるの
は、「他の相續人の相續分(農業資
産相續特例法第十條第二項の特別
相續分を除く。)」と読み替えるも
のとする。

第十六條 家事審判法の適用に關
する事項を目的とする事件、第六

條、第八條第一項又は第十二條

第五條中「三十歳ニ達セザルト
キ又ハ」を未成年者ナルトキ又ハ
配偶者ヲ有セザル」に改め、「家ニ
在ル」を削る。

第六條中「第九百五十五條及第
九百五十六條」を「第八百七十八
條」に改める。

第七條 國稅徵收法の一部を次のよ
うに改正する。

第八條 產業組合法の一部を次のよ
うに改正する。

第九條 執達吏規則の一部を次のよ
うに改正する。

第十條 精神病者監護法の一部を
次のように改正する。

第十一條第一項中「四親等内ノ親
族」を「同居ノ親族」に改める。

第十二條 信託法の一部を次のよ
うに改正する。

第十三條 異業資産相續特例法の一
項を「家事審判所」に改める。

第十四條 特許法の一部を次のよ
うに改正する。

第十五條 傳染病豫防法の一部を次
のようにより改め。

第十六條 家事審判法の適用に關
する事項を目的とする事件、第六

條、第八條第一項又は第十二條

第十七條 土地收用法の一部を次の
條、第八條第一項又は第十二條

第十八條 第四項第一項中「妻」を「配
偶者」に、同條第三號中「戸主若ハ
家族」を「同居ノ親族」に改める。

第十九條 家事審判法の適用に關
する事項を目的とする事件、第六

條、第八條第一項又は第十二條

第二十條 破產法の一部を次のよ
うに改正する。

第二十一條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第二十二條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第二十三條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第二十四條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第二十五條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第二十六條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第二十七條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第二十八條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第二十九條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第三十條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第三十一條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第三十二條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第三十三條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第三十四條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第三十五條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第三十六條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第三十七條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第三十八條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第三十九條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第四十條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第四十一條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第四十二條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第四十三條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第四十四條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第四十五條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第四十六條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第四十七條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第四十八條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第四十九條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第五十條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第五十一條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第五十二條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第五十三條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第五十四條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第五十五條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第五十六條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第五十七條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第五十八條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第五十九條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第六十條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第六十一條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第六十二條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第六十三條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第六十四條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第六十五條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第六十六條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第六十七條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第六十八條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第六十九條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第七十條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第七十一條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第七十二條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第七十三條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第七十四條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第七十五條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第七十六條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第七十七條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第七十八條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第七十九條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第八十條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第八十一條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中「親族」を削る。

第八十二條 第四項第一項中「戸主」
ヲ「又ハ四親等内ノ親族」に改め、
同條第二項中

第七十一条第三項中「戸主、家族」を削る。

第八十条中「並前戸主カ第十三條ノ財産ニ關シテ爲シタル行為」を削る。

第八十三条第一項第二号中「戸主、家族」を削る。

第九十七条第一項中「華族世襲財産ヲ差押フル権利ヲ有スル者及」を削る。

第一百三十条第二項を削る。

第一百三十二条中「第千四十一條」を「第九百四十一條」に改める。

第一百五十二条中「及前戸主」を削る。

第一百五十三条第一項中「前戸主、相続財産管理人、遺言執行者並相続人及前戸主ノ代理人」を、其ノ代理人、相続財産管理人及遺言執行者に改める。

第一百五十五条第一項中「第十九条」を「第九百十八條」に改め、「ノ相続開始後ノ債權者」を削る。

第一百五十六条第一項中「第十九条」を「第九百十八條」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ニ於テ適用スル民法第九百一十八条第二項及第三項ノ規定ニ依ル相続財産ノ保存又ハ管理ニ關スル處分ハ家事審判法ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法第九條第一項甲類ニ掲タル事項ト看做スル。

第三百七十六條中「及前戸主」を削る。

第二十一条 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「妻」を「配偶者」に改める。

第二十一条 法例の一部を次のように

に改正する。

第十三条第二項中「第七百七十條」を「第七百四十一條」に改める。

第十四条第二項及び第五十五条第一項を削る。

第十五条未成年者飲酒禁止法の一部を次のようにより改める。

第一條第一項及び第三項並びに第二條中「未成年者」を「滿二十一年ニ至ラサル者」に改める。

第四條第二項中「戸主、家族」を削る。

第十四条 未成年者喫煙禁止法の一部を次のようにより改める。

第一條及び第四條中「未成年者」を「滿二十年ニ至ラサル者」に改める。

第十五条 譲約出版法の一部を次のようにより改める。

第五條第二項中「戸主若ハ」を削る。

第十六条 左に掲げる規定中「戸主家族」を削る。

阿片法第十二條ハ三

輸出入植物取締法第十五條

第三百四十五条第一項中「第十九条」を「第九百十八條」に改め、「ノ相続開始後ノ債權者」を削る。

社会事業法第十六條
統砲火薬類取締法第二十一條

重要輸出品取締法第十五條
種馬統制法第二十九條

商品券取締法第八條
森林法第二百三條

製絲業法第百三條
屠場法第十五條

肥料取締法第十三條
牧野法第二十五條ノ八

保険業法第二百四十九條
薬事法第四十二條

輸出毛織物取締法第七條
輸出水産物取締法第十二條

酪農業調整法第二十二條
林業種苗法第十七條

労働組合法第三十六條第一項
昭和十四年法律第六十七號(著

作權)に關する仲介業務に關する
法律第十四條

第十八条 左に掲げる規定中「戸主、家族」を「同居者」に改める。

新法附則第二十五條第二項に規定する相續に係る相續財産に對し、

この法律施行前に破産の宣告があつたときも、前項と同様とする。

第三十三条 昭和二十二年法律第七十四號(日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律)

施行前に外國人が女戸主と入夫婚姻をし、又は日本人の婿養子となつた場合の婚姻の效力及び夫婦財產制については、第二十二条の規定にかかわらず、なお從前の例による。

規定による遺言の確認に關する法規(附則)

第三十條 この法律は、昭和二十三年一日一日から、これを施行する。

民法の應急的措置に關する法律(附則)

第三十二条 相續につき、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律(以下新法といふ)施行前に妻が夫の許可を受けないでした信託の引受けは、これを取り消すことができない。

第三十三条 昭和二十二年法律第七十四號(日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律)

施行前に外國人が女戸主と入夫婚姻をし、又は日本人の婿養子となつた場合の婚姻の效力及び夫婦財

産制については、第二十二条の規定にかかわらず、なお從前の例によ